

◇地域で防ごう消費者被害◇

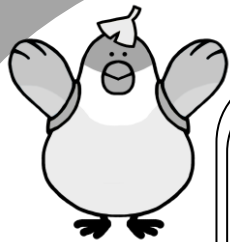
出前講座

いたします！

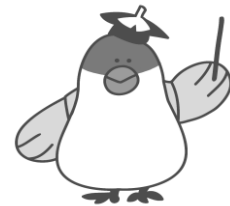
日頃、消費者相談を受け付けている東久留米市消費者センターの相談員が、みなさんの自治会などの集まりに出向き、消費者被害についてお話をします。ぜひご活用ください✿

講座でどんな話をしてくれるの？

- ② 消費者センターの紹介
- ② 実際に相談のあった消費者被害事例の紹介
- ② 被害発見時の対応について
- ② 悪質業者の手口について、DVD を使って分かりやすくお話しします



東久留米市消費生活
イメージキャラクター
つかっちゃん



- ・人数に合わせて座談会や講座などの形式で行います
- ・日時についてはご相談ください
- ・時間は1～2時間の間で対応します
- ・総会や集会の時間の一部を使つての講座でも構いません

※ 会場の確保・会場設営・受講者の募集等は、申し込み団体が行ってください。

高齢者の消費者被害防止のみまもり✿

子どものスマホトラブル注意喚起✿

講義内容も、参加者に合った内容をお話できるよう
事前にご相談いただけます◎



▼お申し込み・お問い合わせ▼

電話 : 042-470-7777 FAX : 042-472-1131

メールアドレス : chiikishinko@city.higashikurume.lg.jp

東久留米市民部地域振興課消費生活・施設係